

燃やせるごみの紙袋廃止に伴うQ & A

Q1：燃やせるごみの収集日に紙袋でごみを出したが収集されていない。

A1：平成30年4月1日から燃やせるごみの紙製の袋での排出はできません。
「燃やせるごみ専用松戸市認定ポリ袋」で再度出してください。

Q2：紙袋で出されたごみは、そのままごみ集積所に残されるのか。

A2：排出者への周知のため、違反ごみとして違反シールを貼ってそのまま残します。

Q3：ごみ集積所が残された紙袋のごみで溢れていて他のごみが出せない。

A3：環境業務課 047-366-7333 にご連絡ください。市の職員が現地を確認し、状況に応じて回収します。

Q4：紙袋のごみは違反ごみのため収集しないはずであるが、違反シールの貼られた紙袋のごみをごみ収集員が回収している。

A4：ごみ集積所の衛生面等を考え、状況に応じて回収しています。

Q5：認定ポリ袋はどこで売っているのか。大きさはどのくらいか。値段はいくらくらいか。

A5：認定ポリ袋はホームセンター、ドラッグストア、コンビニなどで売っています。大きさは小（10ℓ）、中（20ℓ）、大（30ℓ）、特大（45ℓ）がございいます。袋の大きさや販売店によって価格は異なりますが、1枚10円前後です。

Q6：なぜ認定ポリ袋に限定するのか。半透明なポリ袋ならレジ袋でもいいのではないか。

A6：レジ袋は色がまちまちで、収集作業員が透明度の判断をすることはできないので、一定の透明度のある認定ポリ袋に限らせていただきます。また、ごみの焼却を依頼する近隣市でもレジ袋を禁止しているため、レジ袋は使用できません。

Q 7 : 紙製ごみ袋が余っているので、認定ポリ袋と交換して欲しい。

A 7 : 認定ポリ袋との交換は致しかねます。

紙製ごみ袋の処分方法としては、

①市役所本庁と各支所に設置している牛乳パック回収ボックスに入れていただければ、平成30年4月2日から5月31日まで別途回収して、リサイクルいたします。

②紙製ごみ袋を必要な大きさに小さく切って、見られたくないごみ（燃やせるごみのみ）を隠す包み紙として使っていただくことはできます。ただし、紙袋にごみを入れて、丸ごと認定ポリ袋をかぶせて出すのはご遠慮ください。

Q 8 : 今でも紙製ごみ袋を売っている。市の責任で交換すべきだ。

A 8 : 紙製ごみ袋は民間業者が任意で製造販売しているもので、松戸市は認定も指定もしておりません。

今回、紙袋廃止については製造業者にも小売店にも事前に通知をし、早めに切り替えていただくよう、お願いしておりますが、民間企業の任意の経済活動に対して強制的に販売を停止させることはできませんので、ご了承ください。

Q 9 : 今まで、生ごみを小さいレジ袋やポリ袋に入れたり、新聞紙でくるんでから紙製ごみ袋に入れて捨てていたが、それはだめなのか。

A 9 : レジ袋はリサイクルするプラスチック、新聞紙は資源ごみなので、使わないでいただきたいが、生ごみを衛生的に処理するため、必要最小限であれば、新聞紙を使用することはやむを得ないと考えております。

Q 10 : おむつを捨てるときに見られたくないので、新聞紙でくるんだり、袋に入れてから認定ポリ袋に入れて捨ててもよいか。

A 10 : おむつであれば回収しますが、必要最小限度でお願いします。